

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正手続きについて、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

2 指示する理由

中野区立幼稚園教育職員の初任給基準について、一部改正する必要があるため、中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正するに当たり、特別区人事委員会の承認及び教育委員会の議決が必要となる。

現在、改正規則の事務手続きを行っており、特別区人事委員会の承認後、速やかに、教育委員会を開会するいとまがないと判断したため。

3 改正の概要

中野区立幼稚園教育職員の初任給については、採用後最初の昇給日に初任給の調整として2号給が加算される制度となっている。

この制度については、国、東京都及びすべての政令市においてはすでに廃止されている。そのため、特別区においても廃止の方向であり、中野区立幼稚園教育職員も同様の措置を行うものである。

4 規則の改正内容

初任給調整号数の廃止に伴い、規程の整備を行う。
(現行調整号数+2号→調整号数なし)

5 規則の施行日

平成30年4月1日

6 今後の予定

3月下旬

教育長の臨時代理による事務処理

4月上旬 教育委員会定例会

教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告